輸出環境整備緊急対策事業実施要領

制定 平成 31 年 2 月 8 日 30 食産第 4241 号 農林水産省食料産業局長通知

改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5299 号 改正 令和元年 10 月 29 日元食産第 2768 号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄の2の(1)の輸出環境整備緊急対策事業(以下「本事業」という。)は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱(平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社 団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、 事業協同組合又は独立行政法人
- (2) 法人格を有しない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」という。)
- 2 1の(2)の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 1の(2)の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1 の事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて食料産業 局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

日本産の農林水産物・食品(以下「日本産食品」という。)の輸出を促進するため、 輸出先国の規制など輸出阻害要因の解消に向けた民間団体等の取組に対し、支援を 行う。

(1) 既存添加物等申請支援事業

欧州連合(以下「EU」という。)向けに我が国の既存添加物(クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素)が含まれる日本産食品を輸出できるようにするため、EUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験に関するデータの取得・分析、申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、 委託費、人件費等

(2) サルモネラ管理計画等対応支援事業

日EU・EPA等の発効により獲得する関税撤廃のメリットを可能な限り早期に発現するため、輸出障壁に対応する環境整備を加速化することを目的として行う、サルモネラ管理計画等輸出先国の求める食品安全に係る検査に必要な取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、 委託費、人件費等

(3) 輸出拡大の阻害要因の解消に向けた実証等支援事業

既存添加物及びサルモネラ管理計画等以外の輸出に関する規制、商流構造 上の課題や取引条件等、輸出拡大の阻害要因を解消するために事業者が行う 新たな実証等の取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、 委託費、人件費等

なお、令和元年10月10日以降に着手された経費を補助対象とする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和元年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実

に遂行するため適切なものであること。

- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき 提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の2の(1) の輸出環境整備緊急対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2)の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者(交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 4 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式1に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提 出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は 指導を行うことができるものとする。

附則

この要領は、平成31年2月8日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例に よる。

別記様式1 (第2関係)

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地 団 体 名 代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

輸出環境整備緊急対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (年月~年月)
- 6 構成員

٠ <u>ـ</u>	1147742	`							
				大企業・中			年間販		
	名称	所在地	代表者氏名	小企業の別	従業員数	資本金	売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されて いる直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

別記様式2 (第6及び第7関係)

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地 団 体 名 代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

令和 年度輸出環境整備緊急対策事業実施計画の承認(変更、中止又は廃止の承認)の申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱(平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 〇年度輸出環境整備緊急対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、 別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

			負 担	区 分		
事業種類	事業細目	事 業 費			事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先	
					名	
					(2) 委託す	
					る事業の内容	
					及びそれに要	
					する経費	
_	<u>-</u>					
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表1の2の(1)の輸出環境整備緊急対策事業の項の経費 の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

I 既存添加物等申請支援事業

1 事業の目的

(例) 欧州食品安全機関 (EFSA) に対し、協議・調整のうえ○○色素の認可申請を行い、承認を得ることにより、○○色素を含む日本産食品をEUへ輸出することができるようにすることを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標(達成すべき成果)
(例)
EUにおいて、○○色素の食品添加物としての認可を受けるために必要な安全試験を
実施し、欧州食品安全機関(EFSA)との協議・調整のうえ必要な試験データとともにC
○年までに認可申請を行うことを目標とする。
事業の成果(実績)

(注) 事業の成果 (実績) の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

(1) 欧州食品安全機関 (EFSA) との協議・調整

実施時期	協議・調整内容	参加者	備考
(例)			
○年○月	(例)○○のため、欧州食品安全	• 00	
•	機関(EFSA)担当官と協議を行い、	他△名	
•	方向性を確認する。		
•			
□月□日	(例)□□の結果を報告し、申請	• 00	
	に必要な整理事項を確認する。	• 🗆 🗆	
		他△名	

(注1)協議・調整内容については、欧州食品安全機関(EFSA)の反応を幅広に想定しつつ、それにより協議・調整回数が大きく変化しないよう工夫すること。

(2) 各種試験データの取得・分析

試験の名称	実施期間	試験の目的	備考	
(例) ○○○試験 · ·	年 月~ 年 月	例:欧州食品安全機関(EFSA)が求める証明事項のうち、○○を証明するために○○試験を行う。	動要因について	
△△△試験 • •	年 月~ 年 月			

(注1) 各種試験を再委託する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先の管理 体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成までの複数年度のスケジュール及び当 該年度のスケジュールを記載すること。

(1) 成果達成までのスケジュール

					<u> </u>			
(例)	2018年		2019年	1	//	2020年	• • •	2020年
	○月		○月		\\	○月		○月
欧州食品安全								
機関(EFSA)					11			
との協議・調					H			
整					1	○協議		
各種試験デ								
ータの取得・				\	\			
分析								
○○試験		-))			
 △△試験 					\parallel			
•				1	//			
•								
申請書類取			○中間取					○申請
りまとめ・申			りまとめ					
請					[]			

(2) 当該年度のスケジュール

(例)	2019 年○月		 	
欧州食品安全 機関(EFSA)と の協議・調整		協議		
各種試験データの取得・分析・〇〇試験	_			
申請書類取りまとめ・申請				試験結果とり まとめ
農林水産省と の打合せ	当初打合せ		中間 報告	最終 報告

⁽注)(1)成果達成までのスケジュールと同じ内容の場合、省略しても差し支えない。

Ⅱ サルモネラ管理計画等対応支援事業

1 事業の目的

(例) EU向け○肉認定施設である○○食肉センターにおいて、EUの要求を充足するため、年間○○検体の食品安全に係る○○検査を実施することにより、日本産○○肉の EUへ輸出を拡大することを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標 (達成すべき成果)

(例)

EU向け○肉認定施設である○○食肉センターにおいては、EUの要求を充足するため、年間○○検体の食品安全に係る○○検査の実施が必要となる。そのため、食品の検査機関である○○に定期的に検体を送付し検査を行い、検査結果がEUの食品安全基準を超えないことを確認し、EUに継続的に○肉の輸出を可能とすることを目標とする。

(注) 事業の成果 (実績) の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(例)			
EU向け	○○食肉センターにおいて、EU	・○年○月~○年	
食品安全に	が要求する○○検査を実施するた	○月	
係る○○	め、採取した検体を○○分析セン		
検査	ターに送付し、検査を依頼。(年間		
	○○件)		

(注1) 各実施項目を再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等 の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール2に記載の事業内容について、成果達成までのスケジュールを記載すること。

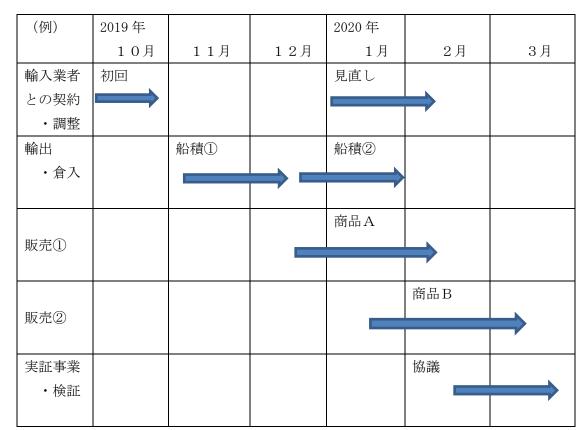
(例)	2019 年〇月	 	
・サルモネラ管理計 画等輸出先国の求め			
る食品安全に係る ○○検査			

11		出拡大の との内容		内の解消	に回け	た実証等	宇文援 事業	Ę		
	(1)	輸出拡大	大の阻害要	要因の分析						
((2)			こめの実証・地域を対			な方法で、	何を実証	するかを言	已述)

(3)上記(1)及び(2)を踏まえた目標(達成すべき成果)、波及効果
(例)○○向けの△△の大型ロットでの輸出及び現地保管等
取引額の●●%増、保管コスト▲▲%節減
今後、○○において、△△が■■■■■できる。
(4) 事業成果・効果の検証方法
2 実施体制
(事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概
要及び事務処理体系についても記載すること。)
文人 (字切た名所 NC) () () () () () () () () ()

3 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール



- (注) 1. 1の事業の内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載。
 - 2. 可能な限り、より詳細なものとすること。
- (2) 2019 年度事業完了予定年月日